

〔沿革〕 平成26年5月例規(会)第28号

平成27年11月例規(会)第36号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

#### オープンカウンター実施要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、物品購入及び印刷の請負の契約に係るオープンカウンター（公開見積り合わせ）を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 定義

この要綱における用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) オープンカウンター 物品の調達に係る見積り合わせにおいて、千葉県警察が見積りの相手方を特定せず、契約案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積り合わせをいう。
- (2) 調達案件 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条にいう物品で、購入及び印刷の請負の契約をするもののうち、原則として、予定価格が10万円以上で、購入の場合は予定価格が160万円、印刷の請負の場合は250万円を超えないものをいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 千葉県警察本部における共通消耗品集中調達要綱（平成22年例規(会)第14号）に定めるもの  
イ エアコンディショナー（壁掛け型で室外機及び室内機が一对になっているものに限る。）の購入で、予定価格が50万円を超えないもの

#### 3 オープンカウンターの適用除外

調達案件であって、次のいずれかに該当する場合は、オープンカウンターを適用しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号から第9号までに掲げる事由がある場合
- (2) やむを得ない事由がある場合（令第167条の2第1項第5号に掲げる事由がある場合を除く。）であって、所属長と会計課長の協議を経た後、本部長が除外を適当と認めた場合

#### 4 オープンカウンターの運用

- (1) オープンカウンターに係る事務は、総務部会計課長（以下「会計課長」という。）が行う。
- (2) 各所属長は、調達案件について、会計課長と協議の後、千葉県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）へ掲載を予定する1週間前までにオープンカウンターの募集（別記第1号様式）を作成し、総務部会計課（以下「会計課」という。）に提出するものとする。
- (3) オープンカウンターの募集は、ホームページに掲載するとともに県本部の掲示板に掲示するものとし、署の調達案件に係るものについては、当該署の掲示板にも併せて掲示するものとする。
- (4) 見積書は、オープンカウンター見積書（別記第2号様式。以下「見積書」という。）により徴することとし、調達案件を公開した日から起算して7日目（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日にかかる場合を除く。）の午後5時を期限とし、直接又は郵便等により受け付けるものとする。

#### 5 見積書の提出先

- (1) 県本部の調達案件に係るものについては、会計課に提出するものとする。
- (2) 署の調達案件に係るものについては、署会計課に提出するものとする。

#### 6 契約予定者の決定

- (1) 見積書の開封は、提出期限の翌開庁日以降に行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約予定者として決定するものとする。
- (2) 見積書の比較の結果、オープンカウンター参加者全員が予定価格に達しない場合は、原則として1回に限り再度、オープンカウンターを行うものとする。

なお、再度のオープンカウンターにおいても予定価格に達する者がいない場合は、最低価格をもって見積もった者から見積書を徴することとする。

7 契約の締結

- (1) 県本部の契約は、会計課長が行うこととする。
- (2) 署の契約は、署長（かい長）が行うこととする。

8 結果の公表

- (1) 契約の相手方が決定次第、速やかにホームページにおいて公表するものとする。
- (2) 公表に付する事項は、案件番号、案件名、数量、発注所属、契約の相手方の氏名及び決定金額とする。
- (3) 公表した事項を除き、オープンカウンターの結果に関する照会には、応じないものとする。

以下別記様式省略